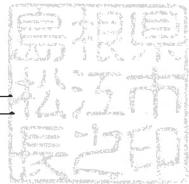


原 第 122 号
令和4年2月17日

原子力規制委員会
委員長 更 田 豊 志 様

松江市長 上 定 昭 仁



原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策
について（要請）

本市では、平成25年11月21日付けで中国電力株式会社から、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可申請に係る計画等に対する事前了解の申し入れがあり、貴委員会において、令和3年9月15日に原子炉設置変更申請が許可されたことを踏まえ、協定第6条の規定に基づき了解することとしました。

島根原子力発電所2号機については、設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査が行われておりますが、審査にあたっては、別紙についてご留意くださるよう要請します。

要請事項

1. 島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査などにあたって、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと。
2. 福島第一原子力発電所の事故分析の進捗による知見や、国内外から得られた安全性の向上に関する新たな知見については、速やかに規制基準に反映し、中国電力株式会社に対して適用を求めるなど、原子力発電所の安全性向上に不断に取り組むこと。
3. 中国電力株式会社が、過去に不適切な事案を発生させたことを踏まえ、日常的な規制検査においても、適切かつ厳格な指導を行うこと。